菊川市芸術文化大会出場奨励金支給要綱

（趣旨）

第１条　市民の芸術文化活動に対する意識の高揚及び芸術文化活動の振興を図るために、各種芸術文化における全国・県大会等に出場する個人又は団体に奨励金を支給する。

（支給対象者）

第２条　奨励金の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内に住所を有する個人

(2) 市内に活動の本拠地を置く団体

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は支給対象者から除くものとする。

(1) 支給対象となる活動を職業としている個人又は団体

(2) 菊川市以外から同様の奨励金等の支給を受けている個人又は団体

(3) 指導者等として帯同する者

（支給対象大会）

第３条　奨励金の支給対象大会は、次のとおりとする。

(1) 全国高等学校総合文化祭

(2) 国又は県が主催又は共催する大会

(3) その他教育長が適当と認める大会

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は支給対象大会から除くものとする。

(1) 大会の主な目的が、親善交流の大会

(2) 特定の団体（同一会派、同一流派等）のみで行われる大会

(3) 中文連に関わる大会

(4) 予選大会を伴わず大会へ参加する場合

（奨励金の額）

第４条　奨励金の額は、次の表のとおりとする。

区分	金額	
	個人	団体
国際大会	30,000円	１人当たり10,000円（上限100,000円）
全国大会	5,000円	１人当たり5,000円（上限25,000円）
県又は東海大会	3,000円	１人当たり3,000円（上限10,000円）
その他教育長が必要と認める大会	大会等の規模によりその都度決定する。	

２　同条第１項の規定に基づき、奨励金の支給を受けたものが同一年度において複数回対象となる大会に出場した場合は、ランクが上の大会（県・東海＜全国＜国際）に限り、支給済金額を差し引いた額を支給するものとする。

（支給申請）

第５条　奨励金を受けようとする者は、申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

(1) 参加大会要項

(2) 予選大会要項

(3) 予選大会結果（大会参加資格を証明できるもの）

(4) メンバー登録票等（団体競技に限る）

(5) その他教育長が必要と認める書類

（支給決定）

第６条　前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、奨励金の支給を決定し、その旨を菊川市芸術文化大会出場奨励金支給決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（奨励金の返還）

第７条　教育長は、前条の規定により支給の決定を受けた者が、大会の出場を辞退又は棄権した場合又は偽りその他不正な手段により奨励金の支給を受けたものであるときは、その支給した奨励金を返還させることができる。

（その他）

第８条　この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

この告示は、平成26年４月１日から施行する。

附　則

この告示は、平成30年４月１日から施行する。